

独立行政法人日本学術振興会における法人文書の開示決定等に係る基準

〔平成15年10月1日〕
理事長 裁定

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に規定する開示決定等についての独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）における審査に当たっては、同法に定めるものの他、この基準に基づき適正な運用を図るものとする。

第1 法人文書についての基準

開示請求の対象となる「法人文書」の定義に関して、法第2条第2項の「組織的に用いるもの」に該当するか否かの判断については、以下の観点から総合的に行うものとする。

1 判断基準

- 一 役職員個人の便宜のために作成・取得したものか否か
- 二 作成・取得に際し、直接的又は間接的に管理責任者の関与があったかどうか
- 三 業務上必要なものとして、他の役職員、部外に配布されているものかどうか
- 四 他の役職員がその職務上利用しているものかどうか
- 五 専ら当該役職員の判断のみにより処理できる性質の文書かどうか
- 六 組織として管理する共用の保存場所に保存されているものかどうか

2 「組織的に用いるもの」に該当しないもの

- 一 自己研鑽のための資料や備忘録など、自己の職務上利用し、組織として利用しないもの。
- 二 決裁文書の起案前の文書など、役職員の個人的な検討段階にあるもの
ただし、起案前文書でも、組織として重要なものであり、保存されているものは除く。

3 組織としての共用文書たる実質を備えた状態となる時点の目安

- 一 決裁を要する文書については、起案された時点
- 二 会議資料については、会議に提出した時点
- 三 申請書等については、振興会に到着した時点
- 四 その他、文書を業務上必要なものとして他の役職員に配布した時点、及び共用の保存場所に移した時点

第2 開示請求に基づく法人文書を特定するための基準

開示請求者は、「法人文書を特定するに足りる事項」を書面で提出する必要があるが、特定するに足りるかどうかの判断は、開示請求者が求める文書（以下「請求文書」という。）を他の法人文書と識別できるか否かにより行うものとする。

たとえば、「 に関する資料」、「 の保有する法人文書」など範囲が明確でないものは、不十分であり、請求内容に法人文書ファイル管理簿にある法人文書ファイル名が記載されていることなどが考えられる。

第3 法人文書の開示に関する基準

1 開示に関する判断基準

次に掲げる場合を除いて開示するものとする。

- 一 請求文書に法第5条各号に掲げる情報（以下、「不開示情報」という。）が全体（容易に区分して除くことができない場合を含む。）に記録されており、すべてを不開示とする場合
- 二 法第8条の規定により、請求文書の存否を明らかにしないで、開示請求自体を拒否する場合
- 三 請求文書を振興会が保有していない場合又は開示請求の対象が法人文書に該当しない場合
- 四 請求文書に関して、他の法律により開示手続が定められており、その法規定により、開示請求対象外文書である場合（著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作権隣接権登録原簿など）
- 五 開示請求に形式的な不備がある場合（手数料未納、法人文書の特定不能など）
- 六 権利濫用に関する一般法理が適用される場合

2 部分開示

請求文書の一部に不開示情報が記録されている場合で、不開示情報に係る部分が容易に区分して除くことができる場合は、当該部分を除いて開示することとする。

ただし、当該部分を除いた文書に有意の情報が記録されていないと認められる場合は開示しないものとする。

3 公益上の理由による例外

請求文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該法人文書を開示することができるものとする。

第4 不開示情報に関する判断基準

不開示情報については、以下の基準にもとづいて判断するものとする。

1 法第5条第1号に定める「個人に関する情報」

(1) 個人に関する情報の定義

個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位、評価その他個人に関するすべての情報をいう。

したがって、個人の属性、人格、私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含む。

また、個人には、死亡した個人も含む。

なお、事業を営む個人の当該事業に関する情報は「法人等に関する情報」として判断する。

(2) 個人情報の不開示

個人情報で、以下のものは不開示とする。

特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、識別できる場合を含む。）

特定の個人は識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

一 「特定の個人を識別できるもの」

氏名、生年月日、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号及び番号などが該当する。

二 「他の情報と照合することにより」の「他の情報」

公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報、個人の近親者や地域住民等で有れば保有できる情報などが該当する。

特別な調査をして入手できるような情報は該当しない。

三 「他の情報と照合することにより、識別できる場合」

特定の集団に属する者に関する情報を開示することにより、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合などが該当する。

四 「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

匿名の作文や無記名の個人の著作物など、個人の人格に密接に関連したり、財産権などの個人の利益を害するおそれがある情報が該当する。

(3) 個人情報不開示の例外

個人情報であっても、以下のものについては、不開示としない。

法令の規定により又は慣行として、公にされ、又は公にすることが予定されている情報

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にするべき情報

当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役職員、地方公務員）で、その職務の遂行に係る情報

一 「法令の規定により又は慣行として、公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の判断については、以下のとおりとする。

「法令の規定により」

公開拒否に関する規定が当該法令に定められている場合は、該当しない。

「慣行として」

慣習法としての法的根拠は必要なく、事実上の慣習となっていることでよい。

「公にされ」

公衆が知り得る状態に置かれていることでよい。

「公にすることが予定されている情報」

公表が予定されているものだけでなく、求めにより何人にも提供する予定の情報、同種の情報が公にされていることから請求されれば公にすることとなる情報を含む。

二 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にするべき情報」

開示により害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る場合、開示するものとする。

三 当該個人が公務員等で、その職務の遂行に係る情報についての判断は、以下のとおりとする。

公務員等の職務遂行に係る情報については、政府、独立行政法人等の諸活動を説明する責務から、特定の個人が識別される結果になるとしても開示するものとする。

ただし、氏名については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、開示しない。

また、役職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は個人情報として保護される。

職務遂行に係る情報には、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議出席、発言その他の事実行為に関するものを含む。

（４）本人からの開示請求の扱い

本人から、本人に関する情報請求があった場合でも、開示請求者が誰であるかは考慮しないため、同じ基準により判断する。

2 法第5条第2号に定める「法人等に関する情報」

(1) 法人等に関する情報(以下、「法人等情報」という。)に関する定義

法人等は、法人その他の団体で、国、独立行政法人等及び地方公共団体を除くものとする。

法人等に関する情報には、事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む。

(2) 法人等情報に関する不開示

法人等情報で、以下のものは不開示とする。

公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

振興会の要請を受けて、公にしないと条件で提出されたもので、法人等又は個人における通例として、公にしないこととされているものその他の当該条件を付けることが合理的と認められるもの。

一 「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの」

法人等の憲法上の権利保護の必要性、法人と振興会の業務との関係等を十分考慮して判断する必要がある。

なお、「害するおそれ」の判断については、法的保護に値する必然性を必要とする。

二 「振興会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの」

振興会の要請を受けずに提供された情報は該当しない。

ただし、提供に先立ち、法人等から非公開の条件が提示され、振興会が受諾したものについては、含まれ得る。

三 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」

法人等が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において、公にしないことだけでは不十分とする。

四 「公にしない」との条件を付すことの合理的な判断

情報提供当時の事情のみならず、必要に応じてその後の変化も考慮する。

提供当時、公にしないと条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合、不開示情報とはならない。

(3) 法人等情報不開示の例外

個人情報と同様に、開示により害されるおそれがある権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る場合、開示する。

3 法第5条第3号に定める「審議、検討又は協議に関する情報」

(1) 「国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間」の定義

国の機関とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等及び地方公共団体について、機関内部及び他機関との相互間を意味する。

(2) 審議、検討又は協議に関する情報（以下、「審議等情報」という。）の定義

意思決定の前段階の自由討議から、打合せ、説明、委員会等での討議など、決定に至るまでの情報を指す。

(3) 審議等情報に関する不開示

審議等情報で、公にすることにより、以下のおそれがあるものは不開示とする。

率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。

不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。

特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益をおよぼすおそれがあるもの。

一 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」
発言内容が公になることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合、また、検討が十分でない情報が公になることにより、外部からの圧力で業務の遂行に不当な影響を受けるおそれがある場合などが該当する。

二 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」
未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招くおそれがある場合などが該当する。

三 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益をおよぼすおそれ」
尚早な時期での情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなど、特定の者に利益、不利益を与えるおそれがある場合が該当する。

四 「不当に」の判断

情報を公にすることの公益性を考慮しても、看過し得ない程度の支障が生じるこ

とを想定している。

五 意思決定後の取扱い等について、

審議等情報は、意思決定後になれば、非開示情報に該当することは少なくなると考えられるが、意思決定が業務に係る決定事項の一部となっている場合、また、次の審議等につながっていく場合には、開示により不当な影響が生じないか検討が必要である。

なお、関連情報が調査データ等の客観的資料の場合、一般的に非開示情報に該当する可能性は低いと考えられる。

4 法第5条第4号に定める「事務又は事業に関する情報」

(1)「国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることにより、次のようなおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

「次のようなおそれ」は、例示であり、そのほかにも該当するものは存在する。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、客観的な判断が必要であり、支障には実質的なもの、おそれには法的保護に値する必然性が求められる。

(2)「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

開示することにより、国外からの軍事的脅威にさらされるおそれのある情報、国際協調を必要とする場合において相手国からの信頼を損なうおそれのある情報、他国との交渉において我が国の立場に不利益をもたらすおそれのある情報などが該当する。

(3)「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」

刑事法の執行を中心としたものを意味し、犯罪等の調査状況や規制に関する情報、犯罪を誘発し、犯罪の実行を容易にするおそれがある情報などが該当する。

(4)「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や試験問題などのように、事前に公にすることにより、公正な対応が不可能になるおそれがある情報、また、事後であっても、違反事例の詳細など、法規制を免れる方法の示唆につながるような情報が該当する。

(5)「契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

契約における予定価格、交渉や訴訟における対処方針など、公にすることにより、振興会の不利益につながる情報などが該当する。

- (6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」
知的所有権に関する情報や調査研究における途中段階の情報など、公にすることにより、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼす、また、研究意欲を不当に減退させるなどのおそれがある情報が該当する。
- (7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」
役職員の任免、懲戒などの人事管理事務や勤務評定、人事構想など、公にすることにより、公正な人事の確保が困難になるおそれがある情報が該当する。
- (8) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」
企業経営としての事業実施に関するものについては、その性格から、正当な利益を保護する必要があり、それを害するおそれがある情報については不開示となる。

第5 部分開示に関する基準

1 「区分」及び「除く」の定義

「区分」は、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることであり、「除く」は、不開示情報が記録されている部分を当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、法人文書から物理的に除去することをいう。

2 部分開示の判断基準

- (1) 一件の法人文書に複数の情報が記録されている場合、各情報ごとに審査し、不開示情報があれば、部分的に開示できるか否かの判断を行う。
- (2) 不開示情報の記載部分の区分が困難な場合だけでなく、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も開示しない。
- (3) 容易に区分して除くことができない場合としては、以下の例がある。
なお、作業に時間や労力を要することは困難という理由にはならない。
文章の内容には、不開示情報は含まれないが、特徴ある筆跡により特定の個人を識別することができる場合

録音の内容には、不開示情報は含まれないが、声により特定の個人を識別できる場合

録音、録画、磁気ディスク等の電磁的記録において、複数名の同時発言など不開示情報のみを区分して除くことができない場合及び不開示部分と開示部分の分離が既存プログラムでは行えない場合

(4) 有意の情報が記録されていないと認められるときは開示しない。

不開示情報を除いた部分について、開示しても意味がないと認められる場合であり、有意性の判断は、開示請求者の関心との関連により行うのではなく、客観的に決めるものとする。

(5) 氏名等の個人を識別できる部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものは開示しない。

該当する情報としては、カルテ、作文など個人の人格と密接に関連する情報や個人の未発表の研究論文などがある。

3 部分開示の範囲

(1) 文書では、一般的に、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断する。

(2) 具体的な記述をどのように削除するかについては、法の目的に沿った範囲で、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して決定する。

第6 公益上の理由による裁量的開示

不開示情報であっても、保護すべき利益を上回る公益上の必要性がある場合、振興会の高度な判断により開示することができる。

第7 法人文書の存否に関する情報に該当するか否かの基準

開示請求された法人文書の存否について回答するだけで不開示情報を開示することにつながる場合の例としては、次のようなものがある。

- 一 特定の個人の病歴に関する情報
- 二 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報
- 三 情報交換の存在をあきらかにしない約束で他国等との間で交換された情報
- 四 犯罪の内定捜査に関する情報
- 五 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報
- 六 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報

附則 この基準は、平成15年10月1日から実施する。